

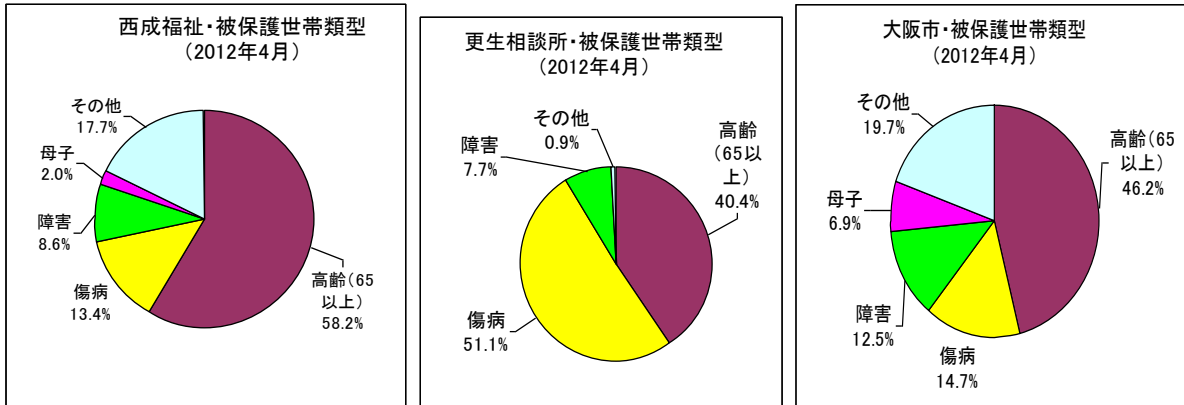
生活保護と在宅福祉について

20120817 西成特区有識者座談会

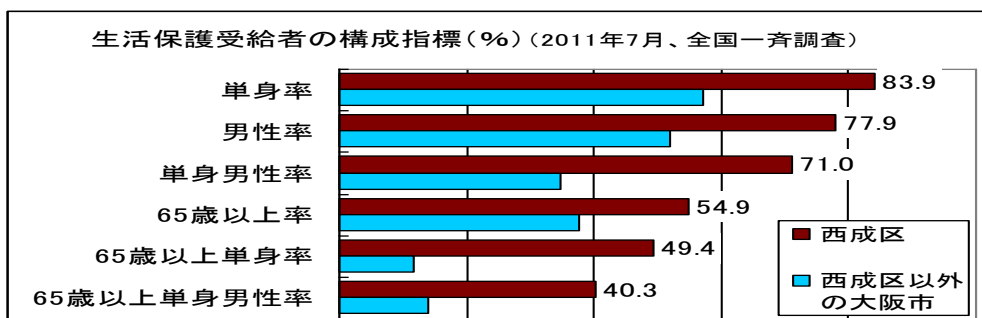
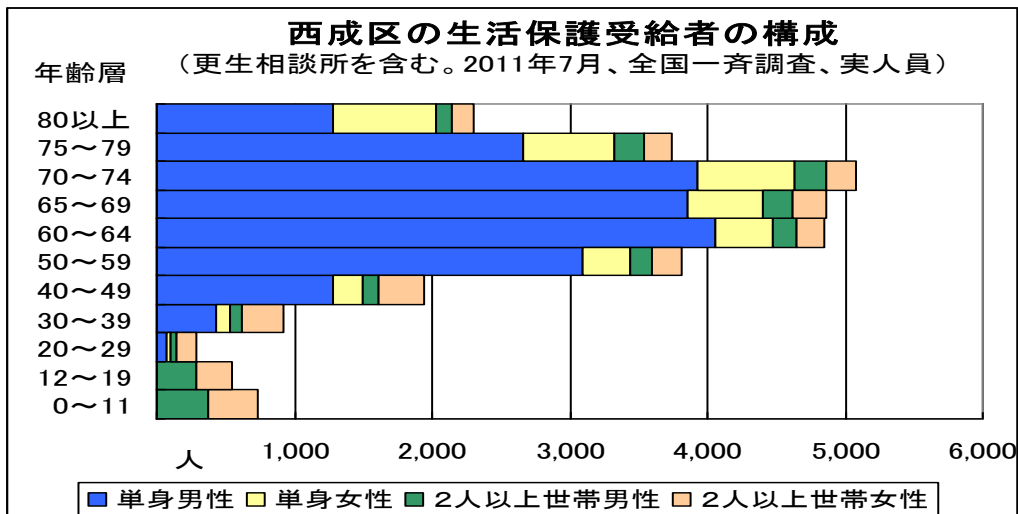
原 昌平

◆改めて、西成区の生活保護の特徴を認識する

- ・更生相談所 1 5 2 5 人を含めて約 2 万 7 千世帯、約 3 万人。
- ・西成福祉は、大阪市全体と比べて、高齢者世帯の割合が高い。
- ・傷病・障害の世帯を含めると 8 0 %以上が、就労自立の困難な世帯である。
- ・受給者を「半減」させる方法は存在するのか？



- ・単身・男性・高齢の割合が極めて高い。高齢に該当しなくても 50 歳以上が多い。



◆保護費の 95% は、実質的に国が負担している

大阪市の保護費 約 3000 億円 (2012 年度予算)

うち大阪市負担 約 750 億円 (国 75%、大阪市 25% の負担割合)

↓ ただし市負担分は地方交付税の算定基礎になる

実質の大阪市負担 約 150 億円 (5%。全額は交付税でカバーされていない)

※西成区の保護費 約 600 億円 (実質的には、うち 570 億円が国から来る)

→ 多くが消費に回り、地域経済を維持

★保護費支出と市税収入を比べるような報道は、間違っている。

◆保護の実施体制

・西成区生活保護担当部門の体制

(2012・8・1 時点)

部門	区分	正規	非正規	配置 (SV は査察指導員)
管理職		14		部長 1、課長 3、課長代理 8、課副参事 2
生活支援	受付面接	12	6	グループ長 1、係長 9、主査 2、嘱託 6
	経理	14	6	係長 2、係員 12、嘱託 6
	医療	5	17	係長 2、係員 3、嘱託 16、臨職 1
	自立支援	5		担当係長 5
	支援	12	8	課副参事 1 (再掲)、係長 2、係員 10、嘱託 2、民連嘱託 1、市民連臨職 1、民連臨職 2、住宅嘱託 2
生活援助	7 チーム 15 グループ	143	100	グループ長 SV 15 (課副参事再掲 1 含む)、チーム SV 16、係長 12、係員 100、任期付き職員 35、臨任 1、高齢世帯訪問嘱託 64
	年金調査		6	嘱託 6
	調査		4	嘱託 4
	適正化	2	4	係長 2、嘱託 4
外部	派遣・請負			就労支援 (T 社)、高校就学支援 (R 社)
合計		205	151	* 正規の合計から副参事 2 名の重複分は調整済み

▼ケースワーカー (現業員) の配置基準

(2012・7・31 時点)

市の CW 配置基準 西成区の CW 数 担当世帯数

一般 70 : 1 → 90 人 6257 世帯

高齢 380 : 1 → 55 人 (+ 訪問嘱託 64 人) 19042 世帯

(厚労省が示している標準数は 80 : 1)

・市独自の配置基準 → 高齢者は保護を脱却できないから、ほうっておくという考え方

▼大阪市の「生活保護制度の抜本的改革にかかる提案」(2012・7・20)

「現状ではケースワーカーの支援付き経済給付で、一般の高齢者より手厚い支援体制となっている」「ケースワーカーが直接支援せずとも、介護保険制度などの社会保障制度の整備が進み、高齢者を支える体制ができている」

→ 「高齢者には経済給付とする」「ケースワーカーの支援を行わず、資産の活用や扶養義務者からの援助等を要件として、医療・介護などのサービスは相応の負担をする」

★生活保護の高齢者に支援は要らないという思想でよいのか？

◆高齢者をめぐる現実の課題

▼人数規模

- ・西成区の65歳以上の保護受給者は、約1万6000人（市更相を含む）。
- ・うち介護4179人（在宅3888、GH等117、介護施設174）＝2011年7月一斉調査
- ・ほかに入院1000人、救護・更生施設500人と見積もると、残りは約1万人。
- ・外来治療や障害のある人が多いとしても、日常動ける人は相当な数にのぼる。
- ・大阪市の基準に沿って60歳以上を就労支援対象から外せば、もっと多くなる。

▼日常生活自立

- ・見守り訪問、日常生活支援、金銭管理、服薬管理、受診援助、入院時の見舞い、葬送など
→現在はサポーターハウス、釜ヶ崎支援機構、介護事業者などが無料サービスで実施。
- ・高齢者介護・障害者介護の対象になっていなくても、生活支援が必要な人が多い。
- ・「人間サポート」「生活サポート」をきちんとした事業にできないか。
→トラブル・生活破綻・貧困ビジネスの防止、費用のかさむ入院の抑制につながる。
→見守り訪問や見舞いなど一部は、当事者が担うこともできる。

▼社会的自立

- ・孤立、時間をもてあます →アルコール、パチンコ、ギャンブル、孤独死
- ・居場所づくり、仲間づくり、いきがいくくりが欠かせない。
cf. さつきつつじ会、陽だまり
- ・コーディネーターは不可欠だが、当事者の社会活動になりうる。
- ・中間的就労（社会福祉法人・NPO・企業等の支援）
- ・地域に役立つ社会貢献活動 →有償による自主参加がよい

▼費用の試算

仮に受給者1万人を対象に、20人あたり1人のコーディネーターをつけると、500人。
人件費を年200万円とすると10億円。ただし国費補助や当事者雇用がありうる。

◆自立支援プログラムなど国の事業を活用する

- ・生活保護の「自立支援プログラム」は、国費100%補助。
- ・3つの自立概念（専門委員会）＝日常生活自立、社会生活自立、経済的自立
- ・大阪市の自立支援プログラムは、就労支援・就労意欲喚起（経済的自立）に偏っている。
ほかに実施しているのは多重債務者支援、年金裁定請求支援、年金調査、老齢年金受給資格点検、高校就学支援（進学の動機づけ面接）、精神障害者自立支援（マニュアル程度）
- ・日常生活自立支援、社会生活自立支援、退院支援にも使える（他の自治体では利用）。
- ・団体に委託できる。NPO、社会福祉法人、社会的企業による事業を育成していく。

▼厚労省のメニュー例

- ▽「生活保護受給者の社会的自立の促進事業」（2012年度新規、自立支援プログラムで実施）
高齢者等で就労が困難な者を対象に、社会福祉法人等の協力を得て、職員の手伝い等を行う社会貢献活動や中間的就労の場を提供すること等を通じて、社会とのつながりを持つことを通じた社会的自立の促進を図る

▽「日常・社会生活及び就労自立の総合支援事業」（2012 年度新規、補助率 75%）

生活保護に至る可能性のある者及び生活保護受給者であって、従来の就労支援のみでは就労が困難な者を対象に、日常生活から個人求人開拓までのきめ細かい支援を総合的かつ段階的に実施する

▽「子どもの貧困の連鎖解消にむけた取り組みの充実強化」（補助率 100%）

高校進学学習支援等に加え、高校進学者の中退防止に向けた居場所の提、家庭訪問による子どもの生活習慣の改善や養育相談を行う（原則として生活保護受給世帯）

▼政府の「生活支援戦略」により、新たなメニューが出る可能性

◆住宅扶助の見直し

- ・単身の家賃は単身の上限 4 万 2 千円に張り付いている。（西成区以外も同様）
- ・2 畳でも 6 畳でも、ケア付きでもケアなしでも、同額の住宅扶助が多い。
- ・広さや設備に見合った住宅扶助の上限を設定すべきではないか。
- ・サポータィブハウスは、住宅扶助の中からケア費用を捻出している。
- ・ケア付き住宅の基準を設け、人的サポート費用を別途、支給する方法はないか。
- ・人的サポートに資格は？ Cf. 伴走型支援士（ホームレス支援全国ネットワーク）

